

後期高齢者医療制度（長寿医療制度）加入の皆さんへ

平成21年度国民年金保険料免除申請の受け付けについて

75歳（一定の障害があると認定されたかたは65歳）以上のかたが加入する後期高齢者医療保険の保険料の通知や納付方法、被保険者証の一斉更新などについてお知らせします。

■平成21年度後期高齢者医療保険料について

「保険料額決定通知書」と「納入通知書」などを7月上旬に郵送します。保険料額および納付方法は、所得、世帯状況などによって異なり、

平成21年度の保険料額は平成20年の所得より算定します。

▼特別徴収と普通徴収について

年金から天引きされる方法です。

年額18万円以上の年金を受給され

ているかたで、後期高齢者医療保

険料と介護保険料を合算した額が

年金額の2分の1を超えないかた

が対象です。

申し出により口座振り替えに変

更することができます。

▼普通徴収

特別徴収の対象にならないかた

および年度途中で加入されたかた

は、市が定める納期内に納入通

知書（納付書）や口座振り替えで

保険料を納めていただきます。

■後期高齢者医療保険被保険者証の一斉更新について

現在お使いの後期高齢者医療保険被保険者証の有効期限は、平成21年

7月31日です。

10月以降から特別徴収に切り替わる場合があります。

▼納付方法について

（2）納付方法について

7月に決定される平成21年度保

険料額から4・6・8月の特別徴収額（仮徴収額）を差し引いた額が10・12・2月の特別徴収額（本徴収）となります。

▼普通徴収されるかた

7月に郵送される納入通知書で納めます。年額分を2月までの8

期で支払うことになります。

▼普通徴収から特別徴収に切り替わるかた

7・8・9月までは普通徴収として納入通知書で納めます。

10月以降は年金から天引きされる特別徴収で納めます。

詳しくは7月1日号の広報とわだと一緒に配布した「後期高齢者医療制度（長寿医療制度）のごあんない」をご覧ください。

問い合わせ先

国保年金課長寿医療係

（☎ 235111内線246）

新しい被保険者証は、7月下旬に郵送します。記載内容をご確認の上、誤りがありましたらお知らせください。期限の切れた被保険者証は、国保年金課窓口に返還してください。

▼後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について

認定証の更新を受けるかたは毎年8月中に更新手続きが必要です。

ただし、平成20年中の所得状況などにより認定を受けられない場合もあります。

ただし、平成20年中の所得状況などにより認定を受けられない場合もあります。

持ち物 被保険者証、印鑑

※この認定証を医療機関の窓口に提示すると、入院時に自己負担限度額と食事代が減額されます。

問い合わせ先 国保年金課年金係
（☎ 235111内線244）

国民年金基金に加入しませんか

国民年金基金は、国民年金に加入している自営業などの皆さんのため

に、老齢基礎年金に上乗せして、よ

り豊かな老後を保障する年金制度です。国民年金の第1号被保険者（20

歳から59歳まで、国民年金の保険料を納めているかた）が加入でき、国民年金と両方納めることが条件です。

問い合わせ先 青森県国民年金基金

（☎ 0120・65・4192）

持続物 年金手帳、印鑑

※失業中のかたは、離職票または雇用保険受給資格者証が必要です。

※代理人が申請する場合は、代理人の本人確認ができるもの（免許証、保険証など）が必要です。

※国民年金保険料を「経済的な理由などでも納めることができない」というかたのために、免除制度があります。

月から平成22年6月までの免除申請が始めました。また、7月31日までは、平成20年度（平成20年7月から平成21年6月まで）の免除申請が可能です。手続きしていなかたは、お早めにどうぞ。

月から平成22年6月までの免除申請が始めました。また、7月31日までは、平成20年度（平成20年7月から平成21年6月まで）の免除申請が可能です。手続きしていなかたは、お早めにどうぞ。